

(案)

# 多摩国有林の地域別の森林計画書

(一 斉 変 更 )

(多摩森林計画区)

計画期間 自 平成23年 4月 1日  
至 平成33年 3月31日

関 東 森 林 管 理 局



### 多摩国有林の地域別の森林計画の変更理由

森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（平成23年4月22日公布）に伴い、同法附則第4条第1項に基づき、平成22年度に樹立した現行の多摩国有林の地域別の森林計画を変更する。

### 森林法附則第4条第1項

森林管理局長は、平成二十三年十二月三十一日までに、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられている森林計画（平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。



## 目 次

### I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

### II 計画事項

#### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - (1) 森林の整備及び保全の目標
  - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
  - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
- 2 その他必要な事項

#### 第3 森林の整備に関する事項

##### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- (2) 立木の標準伐期齢
- (3) その他必要な事項

##### 2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する基本的事項
- (2) 天然更新に関する事項
- (3) その他必要な事項

##### 3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐の標準的な方法
- (2) 保育の標準的な方法
- (3) その他必要な事項

##### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (2) その他必要な事項

##### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の

水準及び作業システムの基本的考え方

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
- (4) その他必要な事項

##### 6 森林施業の合理化に関する事項

- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針
- (4) その他必要な事項

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
- (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域
- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
- (4) その他必要な事項

##### 2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する事項
- (2) 保安施設地区に関する事項
- (3) 治山事業に関する事項
- (4) その他必要な事項

##### 3 森林の保護等に関する事項

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針
- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

#### 第5 計測量等

##### 1 伐採立木材積

##### 2 間伐面積

##### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

##### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

##### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
- (3) 実施すべき治山事業の数量

#### 第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
- 2 その他必要な事項

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

別表2 保安林の指定施業要件

別紙3 保安林の種類別の伐採の方法

別紙4 自然公園区域内における森林の施業

別表5 原生自然環境保全地域等の森林の施業

# I 計画の大綱

- 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書I-1のとおり
- 2 計画樹立に当たっての基本的な考え方  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書I-2のとおり
  - (1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書I-2-1のとおり
  - (2) 生物多様性の保全  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書I-2-2のとおり
  - (3) 保健・文化・教育的な利用の場の提供  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書I-2-3のとおり
  - (4) 林産物の有効活用  
ほぼ全域がスギ、ヒノキを中心とした人工林地帯となっている当計画区は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能をより高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。このような、計画的な間伐や抜き伐り等の森林整備により発生した木材については、資源の有効活用の観点から、路網の整備状況等を踏まえ、利用可能なものについて、搬出し、安定供給に努め、地域林業の振興に寄与することとする。
  - (5) 地球温暖化の防止等  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書I-2-5のとおり

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書Ⅱ-1のとおり

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

##### ア 水源涵養機能

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-2-(2)-ア-アのとおり

##### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-2-(2)-ア-イのとおり

##### ウ 快適環境形成機能

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-2-(2)-ア-ウのとおり

##### エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

##### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

##### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林



## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫、野生鳥獣被害の防止対策の推進、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等を行うこととする。なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の水利施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止す

る効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のため森林の適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	811	460
	育成複層林	131	482
	天然生林	186	186
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		289	290

(注 1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）。

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐<sup>\*2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>\*3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

\*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

\*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

\*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注 2) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-3-(1)-イのとおり

##### (2) 立木の標準伐期齢

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-3-(1)-アのとおり

##### (3) その他必要な事項

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-3-(3)のとおり

#### 2 造林に関する事項

##### (1) 人工造林に関する基本的事項

###### ア 人工造林の対象樹種

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-4-(1)-ア-ア(ア)のとおり

###### イ その他人工造林の標準的な方法

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-4-(1)-イ-ア(イ)及び(イ)のとおり

###### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、裸地状態を早期に回復して、公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

##### (2) 天然更新に関する事項

###### ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

###### イ 天然更新の標準的な方法

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-4-(1)-イ-イ(イ)のとおり

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法  
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法  
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

- (3) その他必要な事項  
 特になし

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-5-(1)-アのとおり

#### (2) 保育の作業種別の標準的な方法

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-5-(1)-イのとおり

#### (3) その他必要な事項

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-5-(3)のとおり

### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

##### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

##### ② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

##### (ア) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

##### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

##### (ウ) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

## イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

### ② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

## (2) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	11	31
うち林業専用道	二	二

※現状については、平成22年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

(4) その他必要な事項  
特になし



6 森林施業の合理化に関する事項

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書Ⅱ-8のとおり

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書Ⅱ-8-(1)のとおり

(2) 作業システムの高度化の促進に資する林業機械の導入の促進に関する方針

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書Ⅱ-8-(2)のとおり

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別の森林計画書Ⅱ-8-(3)のとおり

(4) その他必要な事項

特になし

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の地質の変更に当たって留意すべき事項

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-9-(3)のとおり

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-9-(1)のとおり

#### (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書Ⅱ-9-(2)のとおり

#### (4) その他必要な事項

特になし

### 2 保安施設に関する事項

#### (1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱ-第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について、計画的に実施する。

#### (2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

#### (3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ-第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

#### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

### 3 森林の保護等に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害の発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

#### (4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	62	61	1	1	1	0	61	60	1
前半5 カ年の 計画量	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>0</u>

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	<u>574</u>
前半5カ年の計画量	<u>273</u>

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	6	1
前半5カ年の計画量	<u>0</u>	<u>1</u>

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 計画の箇所	備 考
拡張	総 数		1 1 路線	3, 120		<u>1, 560</u>	
	自動車道 (改良)	八王子市	御霊谷	140		<u>70</u>	
			城 山	140		<u>70</u>	
			滝ノ沢	660		<u>330</u>	
			板 当	180		<u>90</u>	
			小下沢	520		<u>260</u>	
			蛇 滝	100		<u>50</u>	
			日影沢	340		<u>170</u>	
			高 尾	240		<u>120</u>	
			大垂水	320		<u>160</u>	
			大 平	360		<u>180</u>	
			梅の木平	120		<u>60</u>	

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	934	<u>934</u>	
水源涵養のための保安林	616	<u>616</u>	
災害防備のための保安林	295	<u>295</u>	
保健・風致の保存等のための保安林	831	<u>831</u>	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等  
該当なし

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域 ( 林 班 )	施 行 地 区 数	前 半 5 年 の 計 画 地 区 数		
			八王子市	233、250、251	3
合 計		3	<u>3</u>		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		616.11	別表 2, 3 のとおり	保 健 林 429.65 風 致 林 121.73 国 定 特 1 121.73 国 定 特 2 3.80 国 定 特 3 86.80 県 立 特 3 26.27 鳥 獣 特 保 212.33
	八王子市	201～204 206～209 212～217 224～231 235～237 239～244 252～254	616.11		
土砂流出	総 数		295.42	別表 2, 3 のとおり	保 健 林 256.65 国 定 特 1 5.99 国 定 特 2 38.97 国 定 特 3 161.66 県 立 特 3 50.03 鳥 獣 特 保 182.40
	八王子市	205 232～233 238 245～251	295.42		
保 健 林	総 数		708.80	別表 2, 3 のとおり	水 かん 429.65 土 砂 流 出 256.65 風 致 林 121.73 国 定 特 1 127.72 国 定 特 2 42.77 国 定 特 3 248.46 県 立 特 1 22.50 県 立 特 3 67.04 鳥 獣 特 保 394.73 史 名 天 0.27
	八王子市	206～209 212～217 224～233 235～251	708.80		
風 致 林	総 数		121.73	別表 2, 3 のとおり	水 かん 121.73 保 健 林 121.73 国 定 特 1 121.73 鳥 獣 特 保 121.73
	八王子市	235～237 239～244	121.73		
国 定 特 1	総 数		129.95	別表 4 のとおり	水 かん 121.73 土 砂 流 出 5.99 保 健 林 127.72 風 致 林 121.73 鳥 獣 特 保 129.95
	八王子市	235～244	129.95		
国 定 特 2	総 数		46.22	別表 4 のとおり	水 かん 3.80 土 砂 流 出 38.97 保 健 林 42.77 鳥 獣 特 保 46.22
	八王子市	225、228～229 245～248	46.22		



種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国定特3	総 数		266.74	別紙4 のとおり	水かん 86.80 土砂流出 161.66 保健林 248.46 鳥獣特保 241.56
	八王子市	225～233、238 241、245、 247～249	266.74		
県立特1	総 数		22.50	別紙4 のとおり	保健林 22.50 史名天 0.27
	八王子市	206、207	22.50		
県立特3	総 数		82.67	別紙4 のとおり	水かん 26.27 土砂流出 50.03 保健林 67.04
	八王子市	206、219、250 251、253	82.67		
鳥獣特保	総 数		417.73	別紙5 のとおり	水かん 212.33 土砂流出 182.40 保健林 394.73 風致林 121.73 国定特1 129.95 国定特2 46.22 国定特3 241.56
	八王子市	225～233 235～248	417.73		
史名天	総 数		0.27	別紙5 のとおり	保健林 0.27 県立特1 0.27
	八王子市	206、207	0.27		

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林	国立特3	国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	県立特1	県 立 自 然 公 園 第 1 種 特 別 地 域
保 健 林	保 健 保 安 林	県立特3	県 立 自 然 公 園 第 3 種 特 別 地 域
風 致 林	保 健 保 安 林	鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
国定特1	国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物
国定特2	国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域		

## 2 その他必要な事項

特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		1,182.70	施業方法については、
八王子市	計	1,182.70	Ⅱ-第3-4-(1)-イのと
	<u>201～209、212～221、224～233、235～254全</u>		おり

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		341.03	施業方法については、Ⅱ-
八王子市	計	341.03	第3-4-(1)-イのと
	<u>205い～は、ほ、と 232全、233全、238～240全、245～251全</u>		とおり

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

該当なし

③保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		907.46	施業方法 について は、Ⅱ- 第3-4- (1)-イの とおり
八王子市	計	907.46	
	206い <sub>1</sub> 、い <sub>2</sub> 、ろ～か		
	207全、208全、209全		
	212は～ロ		
	213い～は		
	214～221全、224～233全、235～240全		
	241い、ろ		
	242～251全		
	252い～ほ、		
	253い～ぬ、わ～イ		
	254い～は、ほ～と		

- 3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域  
該当なし

- 別表2 保安林の指定施業要件  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書 別表11のとおり
- 別表3 保安林の種類別の伐採方法  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書 別表12のとおり
- 別表4 自然公園区域内における森林の施業  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書 別表13のとおり
- 別表5 原生自然環境保全地域等の森林の施業  
平成22年度樹立の多摩国有林の地域別計画書 別表14のとおり